

國學院大學學術情報リポジトリ

フランス刑法典総則規定の改正法案に関する国民議
会法務委員会報告(八)：
一九八九年一〇月二日のいわゆるマルシャン第一報
告書

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-06 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: フランス刑法研究会, 新倉, 修, 高内, 寿夫 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001085

フランス刑法典総則規定の改正法案に関する

国民議会法務委員会報告(八)

——一九八九年一〇月二日のいわゆるマルシャン第一報告書——

フランス刑法研究会

解 説
翻 訳

目 次

序(以上、國學院法学二九卷一号)

委員会が行った聴聞

国璽尚書・司法大臣アルバイヤンジュ氏の聴聞

司法官の職業組合代表の聴聞(以上二九卷二号)

弁護士の職業組合代表の聴聞

私法教授の聴聞

病院精神科医組合の代表の聴聞(以上、二九卷三号)

条文の検討

付属文書

第一部 総 則

第一編 刑罰法規

第一章 一般原則

第二章 刑罰法規の時間的適用(以上、三〇卷二号)

第三章 刑罰法規の場所的適用

第二編 刑事責任

第一章 一般規定

第二章 無答責任事由または責任軽減事由(以上、三〇卷三

号)

第三編 刑 罰

第一章 刑罰の性質

第一節 自然人に適用される刑 (以上、三一巻二号)

第二節 法人に適用される刑

第二章 刑の執行制度

第一節 一般規定

第一款 犯罪の競合において適用される刑

第二款 累犯に適用される刑

第 1 自然人

第 2 法人 (以上、三一巻三号)

第 3 刑の言渡し

第二節 刑の人的個別化の態様

第一款 半自由

第二款 刑の分割

第二款の二 保安制度

第三款 単純執行猶予

第四款 保護観察付き執行猶予 (以上、本号)

第五款 公益奉仕労働を行う義務に伴う執行猶予

第六款 刑の免除および宣告猶予

第三節 刑の加重をもたらず一定の事情の定義

第三章 刑の終了および有罪判決の消滅

第三編 刑 罰

第二章 刑の執行制度(1)

第一節 一般規定

第二款 累犯に適用される刑

第 3 刑の言渡し

一〇六 (第一三二—一六条 裁判所の言渡した刑のみの適用)

裁判官が言渡さねばならないわけではなく、有罪判決に当然に付加されていた付加刑の削除を確認して、本条は、裁判所が明らかに言渡したのでない場合には、いかなる刑も適用することができないと規定する。さらに本条は、裁判所が言渡すことのできる刑は、裁判所が受理した犯罪について定める刑のみであるという原理を一般化した。

注意しなければならないのは、付加刑の削除が、有罪判決から生じうるものであつて、かつ、そのうちの大部分が明らかに本来の意味での刑罰であるさまざまな禁止、権利制限または資格制限に留保しなければならない取扱いの問題を提起していることである。この問題は、このような処分の取消要件にはつきりかわる第一三二—二〇条の審議の際に取り扱われることになる。

本委員会は、修正なしに第一三二—一六条を採択した。

一〇七 (第一三二—一七条 重罪事件における刑の下限) 本法案は、軽減事情の概念を削除しながらも、重罪事件において、

刑法典第四六三条第一項から生じる「刑の下限 (peines-planchers)」を維持した。確かにここで問題となっている規則はかなり柔軟なものである。というのも、重罪が無期刑で罰せられるときには、刑を最低で二年の軽罪拘禁刑にまで軽減することができ、有期の懲役または禁錮の場合には、最低で一年の軽罪拘禁刑にまで軽減することができるからである。さらに、重罪法院は、有罪の言渡しを受けた者が必要とされる条件を満たす場合に軽罪の拘禁刑を選択したときには、これに単純執行猶予または保護観察付き執行猶予を付することができる。

刑の個別化の可能性がこうして極端に拡大されても、重罪事件について刑の下限を設けるかどうか問題にすることができ、本法案は軽罪事件について刑の下限を廃止した。

ここで、一八一〇年以来、軽減事情について立法の著しい進展があったことを思い出さねばならない。一八二四年から一九六〇年までは、重罪法院が利用することができる刑の軽減事情を認める権限は、十分な軽減事情を認めることができないので、陪審がときには無罪を言渡したほど、厳密に限定されていた。重罪法院が軽減事情を認める権限を著しく拡大したのは、一九六〇年六月四日のオルドナンス第五二九号である。

ついで、一九八一年二月二日の法律は、人身および財産に対する暴力による攻撃を内容とする犯罪の累犯について「刑の下限」を設けたが、きわめて批判を多かったこの規定は、一九八三年六月一〇日の法律で廃止された。

現行法は、民衆陪審の最高権限に制限を設けつつも、民衆陪

審が本当の意味での刑の個別化を確保することを許していると言うことができる。

元老院は、現行の刑の下限が本法案でも取り入れられているが、これは不十分だと考えた。したがって、元老院は、犯罪が無期刑で罰せられるときには、言渡しことのできる刑の下限を二年から三年に引き上げ、有期の懲役または禁錮が科されているときには、下限を一年から二年に引き上げた。

現行の個別化の可能性を狭めるのはまったく適当でないと考え、本報告者は、本法案原案に定める下限を取り入れる二つの修正案を提示した。本委員会は、これらの修正案を採択した(修正案第九七号および第九八号)。

一〇八(第一三二―一八条 執行猶予を伴わない四カ月以下の拘禁刑についての特別の理由付記) 第一三二―一八条第一項は、犯罪が拘禁刑で罰せられるときには、裁判所が法定刑を下回る拘禁刑を言渡すことができると規定する。さらに、裁判官が言渡すことができるのは受理した犯罪について定められた刑のうちのひとつに限られると第一三二―一六条が規定したことを思い出そう。すなわちたとえば、拘禁刑および罰金で罰せられる軽罪の場合に、裁判官は罰金のみを言渡すことができるのである。

軽罪事件の裁判官に与えられた刑の個別化の可能性は、したがって、現在軽減事情を用いる場合と同じく、実際上、無制限となる。法律に拘禁刑および罰金またはいずれかひとつを定めている場合には、刑法典第四六三条(第二項ないし第五項)を

適用すれば、裁判官は、そのうちのひとつのみを言渡すことができる。つまり、裁判官は、拘禁刑と罰金を違警罪の刑の下限（一日および三〇フラン）にまで下げることができる。最後に、法律が拘禁刑しか規定していない場合には、裁判官は、これに代えて、罰金刑を科すことができる。

―第一三二―八条第二項は、刑の選択について特別の理由をしなければ、執行猶予を伴わない四カ月以下の拘禁刑を言渡すことができない。

この規定は、一九八三年草案の中ですでに提案されていたが、とりわけ重要である。要するに、特に累犯の見地から弊害性が指摘されている、短期の拘禁刑によることをできる限り制限することが重要である。

さらに多くの国（ドイツ連邦共和国、オーストリア、ポルトガル、イタリア）で短期の拘禁刑に反対する一般的な傾向が見られ、小規模な犯罪をした者には他の制裁を適用することができるのは有益であるとされている。

しかしながら、本法案は、執行猶予を伴わない一定の期間を下回る拘禁刑の言渡しを禁止するという根本的な解決法をとらなかった。確かに、このようなやり方は、拘禁刑の実刑の言渡しを望む裁判官に刑を加重させる余地があるので、逆効果となるおそれがある。

このような事情のもとで選択された文言は、短期の拘禁刑について特別の理由を掲げることを義務づけるものであるが、六カ月を下限とする方がいいと考える余地があったとしても、下

限を四カ月とした。

元老院は、このような原則を受け入れ、かなり短期の拘禁刑に関するみずからの見解とは真つ向から対立する規定を導入した。実際、元老院は、一〇日以下の実刑の拘禁刑の適用を奨励しようとして、これについて特別の理由付けを避け、「裁判所は、一〇日以下の拘禁刑を言渡す場合、特別の理由を付した判決によらなければ、その執行を猶予することを命じることができない」と定めた。したがって、拘禁刑の下限は、四八時間にまで下げられた。

本報告者は、このような考え方に賛成せず、大部分の場合に、きわめて短い刑務所収容は肯定的な効果をもたず、まったく逆であると考えた。さらに、拘置所における拘禁条件は、遺憾ながら過剰収容の状態にあり、短期拘禁刑の弊害をさらにひどくするものである。

本委員会が本条を検討した際に、重罪事件の場合も含めて、自由剝奪刑について理由を付するという一般原則をフランス法に導入するジャン・ジャック・イエ氏の修正案は、広く議論を呼んだ。

本報告者は、四カ月以下の拘禁を選択した場合にはその特別な理由を付さなければ、裁判官はこれを言渡すことができないとする本法案原案に戻すことを提案したことを指摘した。しかし、本報告者は、理由付記の一般原則が重罪事件についてまで拡大されないという条件で、イエ氏の提案にのる用意があると述べた。なぜなら、このような義務づけを重罪法院に課するの

は難しいと思われたからである。

ジャン・ピエール・ミシェル氏は、重罪刑への拡大適用を含めて理由付記の原則を肯定したうえで、重罪刑の場合では重罪法院の判決に対する上訴方法を設ける必要があると考えた。

ジャック・トゥボン氏は、政府が前提として考えていると思われるように、裁判官が無思慮に短期の拘禁刑を適用すると考える余地があることに異論を唱えた。すなわち、裁判官がいわゆる代替刑にあまりよらないことに本当の問題があつて、提案されていることの論理は、拘禁刑の場合に限らず、理由付記の一般的義務を導入することになるのではないかと指摘した。

ジルベール・ボンヌメゾン氏は、拘禁刑についての理由付記にきわめて好意的であると述べた。

本報告者は、そこでジャン・ジャック・イエ氏の修正案を取り入れたが、適用範囲を軽罪事件に限定した修正案を提出した。本委員会は、この修正案を採択し(修正案第九九号)、また同時に、本報告者の提案した本条最終項を削除する修正案も採択した(修正案第一〇〇号)。

一〇九(第一三二一九条 罰金刑) 本条は、犯罪を罰金で罰するときは、裁判所は法定の額を下回る額の罰金を言渡すことができると定め、言渡される罰金の下限を三〇フランとした。この額は、違警罪についての罰金の現行の下限に対応する(刑法典第四六六条)。

元老院は、第一三二一九条を修正し、元老院が先に行った

決定を考慮して、日数罰金にも言及するようにした。

本委員会は、まったく無益と思われる、罰金は三〇フランを下ることができないとする規定を除き、本法案の原案を取り入れた本報告者の修正案を採択した(修正案第一〇一号)。

一一〇(第一三二二〇条 有罪判決から当然に生じる禁止、権利制限または資格制限の取消) 第一三二二〇条によれば、特別の規定を適用して、有罪判決から当然に生じる禁止、権利制限または資格制限の処分を科された者はすべて、有罪判決またはその後の判決によって、期間の決定を含む、規定された処分の全部または一部を取消することができる。取消手続きの適用要件の確定については、刑事訴訟法典に委ねている。

本条は、一九七五年七月一日の法律に由来する刑法典第五五一条に定められたところを取り入れたものである。しかしながら、現行規定よりもいくらか好意的でない扱いになっている。なぜなら、現行規定は、有罪判決の中で言渡された処分の取消をも請求することができるとしているからである。これは、本条のところ、おそらく行き過ぎといふものであつて、いずれにせよ請求の増加をまねく。

第一三二二〇条の規定は、本法案によって付加刑が削除されたことを考慮に入れると、微妙な解釈問題を提起している。

確かに、このような削除と、有罪判決から「当然に」生じる「禁止、権利制限または資格制限」に言及することとの間には、矛盾があるように思われる。この件について時間をかけて討議することができるとしても、このような処分はしばしば本物の

刑罰であつて、裁判を受ける者からみればそのように感じられるのである。

罰則で規定されようと、その他の法文で規定されようと、有罪判決によつて生じる権利の喪失は、實際にも制裁であつて、有罪判決を受けた者にはそのようなものとして受け取られる。有罪判決から生じる職業活動の禁止は、有罪判決を受けた者にとつて制裁であるとともに、当該職業に関する道德的引き締め処分 (mesure de moralisation) でもある。

いづれにせよ、自動的な禁止、権利制限および資格制限は、数が多く、有罪の言渡しを受けた者にとつて本当の補充的な制裁となり、このような者の社会復帰を妨げるという大きな不都合がある。

とりわけ、選挙法典第 15 条以下に定めるきわめて厳格な選挙資格制限についてそうである (執行猶予を伴わない三カ月以上の拘禁刑または執行猶予付きの六カ月以上の拘禁刑の言渡しを受けたあらゆる場合について、さらに一定の犯罪についてもつと軽い刑の言渡しを受けた場合についても、投票権を剥奪する)。

ところで、投票権は市民の基本的な権利のひとつであり、さらにその禁止は重罪および軽罪の補充刑として規定されている。

刑法典改正法案自身の論理においても、犯罪の事情および犯罪者の人格を考慮に入れて、公民権の剥奪を命じるべきかどうかを決定するのは、単独の裁判官に属するはずである。

ここで指摘しなければならないのは、一九八九年九月一日に、全国前科簿の INSEE への移送によつて選挙資格を失つた者は二二万二五三三名おり、一九八七年に抹消された者は六万四二二六名いたことである。

このような措置は、裁判官の判決によらずに、しばしば自動的になされるのであるが、若者の社会化の障害となつている。

職業的な禁止に関して言えば、裁判所および有罪の言渡しを受けた者に対する関係で、これが秘密性をもつことはとりわけ問題がある。つまり、有罪の言渡しを受けた者は、たとえば適切な競争試験に合格したというような理由で、就職を求める段になつて、しばしば資格制限の問題に直面する。

最後に、資格制限および禁止を増加することによつて、特別の前科簿票 (第二号票) がつくられることになつた。この票には、ますます大量に当局のもとに集められるたくさんの情報が含まれ (第二号票は毎年二五〇万以上配布されている)、この票を入手しうる機関の一覧表が規則によつてきまつて増えていくことになる。

この刑法典改正法案は、司法化によつて、義務的な補充的措施として設けられ、あるいは罰則によつて付加刑として規定された資格制限にある解決をもたらししたが (裁量的なものに変つた) —— すべての刑は言渡しを必要とするのが原則である

——、非刑罰法規に規定された権利制限や資格制限についての影響という点では、確かではない。刑という文言について解釈いかによれば、本法案は、第一三二—二〇条は現行第五一

一条の規定を取り入れるにとどまったので、反対の趣旨の法文の黙示的な廃止を伴って資格制限全体を司法化するか、あるいはこれとは逆に、このような資格制限や権利制限をすべて何ら変更することなく存置する結果をまねくことになる。後者の限定説は、法文の規定ぶりでは、第一三二―一六条と第一三二―二〇条との比較によつて、優勢であると思われる。

指摘しておかねばならないのは、一九八三年の刑法典草案の起草者は、自動的に科される禁止、権利制限および資格制限の問題をよく理解していたことである。というのも、つぎのような編成をした第五五条の中で根本的な解決方法を提案していたからである。

「いかなる禁止、権利制限または資格制限であれ、これが義務的な性格を帯びまたは有罪判決から当然に生じると規定する特別の規定にかかわらず、いかなる刑罰またはこのような性質をもつ処分は、裁判所が言渡さない場合には、適用できない」
このような規定ならば、刑法典改正の論理にぴつたりはまりこむことになる。

職業的な性格の禁止について言えば、このような規定が事実上、本法案に補充刑として規定されているとしても、そのうちの大部分は次第に消えていく可能性があることと見ておかねばならない。

実際、犯罪が実行された機会に行われていた職業活動の禁止を言渡すことが単独の裁判官の権限に属すると考えることはできるけれど、犯罪者がいつかはなすことがありうる規定された

職業活動をすべて、裁判所が判決で考慮するのは困難であるように思われる。

このような状態において、本報告者は、第一三二―二〇条全体構成にかかわる二つの修正案を本委員会に提出した。すなわち、第一は、有罪判決から当然に生じる職業的な性格の禁止のみを存置する可能性を残したものであり、第二は、一九八三年の刑法典草案で提案された解決方法を取り入れたもので、あらゆる反対の規定にかかわらず、いかなる禁止、権利制限または資格制限も、裁判所が言渡す場合でなければ、適用されないと規定するものである。

第二の修正にきわめて好意的であつたジャンルピエール・ミシェル氏と、ジャンルジャック・イエ氏の発言の後で、本委員会は、適用範囲を狭めた修正案を本報告者が取り下げた後で、本修正案を採択した(修正案第一〇二号)。したがって、ジャック・ブランエス(Jacques Brunes)氏の提出した修正案は、対象を欠くこととなった。

一一一(第一三二―二一条 金融上または税務上の情報の司法機関への通知) 本条は、第一項において、共和国検事、予審判事または受訴裁判所は、被告人およびその他すべての人または機関から、金融上または税務上の性質をもつ有用な情報の通知を請求することができると規定する。ただし、守秘義務に反することができない。

提案された規定では、「すべての人」を含むので、広すぎると考えて、元老院は、関係する当事者および機関にのみ限定する

規定を採択した。

しかし重要なことは、情報を銀行筋にも請求することができ点である。それゆえ、第一三二―二一条の規定を明確化し、裁判所、予審判事および検察官は、関係する当事者および機関のみならず、被告人の資産を所持するすべての者から、金融上または税務上の情報を得ることができると規定する本報告者の修正案を、本委員会は採択した(修正案第一〇三号)。

ジャック・トゥボン氏は、「防御の秘密」が裁判機関に対抗できるか否か質問した。ロベール・パンドロー氏の発言の後で、本報告者は、この点について政府に明確な答弁を要求すると述べた。

第一三二―二一条第二項は、元老院によって削除されたのだが、自然人に科された罰金の支払の保障として、有罪の言渡しを受けた者が、刑事訴訟法典に定める要件に従って、滞納留置を受ける可能性があるとして規定した。本委員会は、削除を維持する。滞納留置は、刑事事件においては、罰金、税務上の課徴金、裁判費用などの財産刑への有罪判決を保障するものであることを想い出そう。

第六款 保安期間(新設)

一二(第一三二―二一条(新設) 保安期間) 元老院は、新刑法典に、現行では刑事訴訟法典第七二〇―二一条に掲げる保安期間に関する規定を挿入することを決定した。

―保安制度に関する規定を刑法典に挿入するという原則自

体、刑の執行条件にかかわるものであるから、議論の余地がありうる。しかし、憲法院が一九八六年九月三日の判決で、重罪・軽罪との闘争に関する法律について、より重い刑罰法規の不遡及性の原則は「刑の執行に関するものとはいえず、被告人の罪責について判決を下すと同時に、刑の期間を変更することができる判決裁判所の権限に属する」とした保安期間に適用されると判示したことを想起しなければならない。したがって、「罪責の評価は、より重い刑罰法規の不遡及性の原則に従って、行為時に効力を有する法制についてののみ行うことができる」。

保安期間は、かくして、裁判官によって言渡された刑の一要素のように思われ、本法案がそのほかに刑法典中に執行猶予、半自由、刑の分割……などを掲げている限りにおいて、保安期間の執行制度が刑法典で定められるのは論理的であると評価することができる。

元老院は、保安期間に関する規定を刑罰の執行制度に関する章の第二節(刑の人的個別化の態様)の中に挿入し、刑の分割に関する規定と執行猶予に関する規定の間においた。

このような規定は同じ章の中でも第一節(総則)のおわりにおく方がよいと考えて、本報告者は、保安期間に関する新たな表題を刑法典第一三二―二一条の後に挿入する修正案を提示した。本委員会は、この修正案を採択した(修正案第一〇四号)。

―内容について、元老院が定めた規定は、刑事訴訟法典第七二〇―二一条の法文を取り入れるにとどまったが、いずれにせよ、刑法典の総則におくことはできない。このような規定は、実際

のところ、現行刑法典の多くの条文で言及されるものであつて、第二部、第三部および第四部の審議の後に、明らかに、新しい条文によって置き換えられるであらう。

さらに、保安期間に関する一般原則のみが刑法典の総則に掲げられるべきであらう。

したがつて、ここで保安期間に関する原則を定めることが重要であり、それは主として二つの問題に関係する。

—保安期間の言渡しは裁量的か、それとも義務的なものか—

—保安期間の長さ—

この問題についての本委員会の提案にふれる前に、簡単な歴史的概観をしておくことが有益である。

保安期間は、一九七八年一月二日の法律によつて設けられた。保安の制度は、有罪判決を受けた者の権利に対する制限として定義される。保安期間中は、被拘禁者は、次の処分の恩典を奪われる。すなわち、構外作業、外出許可、半自由、仮釈放がこれである。

法律は、保安制度の適用が義務的な場合と、その実施が判決裁判所の裁量に委ねられる場合とを区別する。

—特に重大な一定の犯罪（謀殺、尊属殺、毒殺、拷問または残虐な行為、重罪に伴つて行われた殺人、加重事情を伴う故意による殴打・傷害、加重売春仲介、凶器をもつて行ひまたは暴行を伴う盗罪、航空機の奪取および麻薬の取引）について一〇年以上の拘禁刑の言渡しを受けた場合に、保安制度は義務的でなければならぬ。

—その他の場合には、言渡された刑が三年を超える場合に限り、保安制度の適用は裁量的なものとする。

保安期間の長さは、刑の量および犯罪の性質に応じて変わる。

・保安制度が義務的なものである場合、保安期間の長さは、原則として、刑期の半分とし、無期懲役を言渡す場合には、一五年と定める。ただし、重罪法院（または軽罪裁判所・違警罪裁判所）は、保安期間を刑期の三分の二とし、または無期懲役の場合には一八年とすることが出来る。また、重罪法院は、保安期間の長さを減じることが決定できる。

・保安制度が裁量的なものである場合、保安期間の長さは、刑期の三分の二または無期懲役のときには一八年を超えることができない。

最後に、一九七八年の法律は、裁判官に刑の適用の可能性を定め、有罪判決を受ける者が社会復帰の「例外的な」保証を示すときには、保安制度の適用を全部もしくは一部終了させまたは保安期間の長さを減じるために、有罪判決を言渡した裁判所と同一の審級に属する拘禁の地の裁判所（有罪判決が重罪法院によつてなされた場合には、重罪公訴部）に訴えを提起する可能性を定めた。

一九八一年二月二日の法律は、一定の犯罪について保安期間が義務的なものにされる限界を、一〇年の拘禁刑から五年の拘禁刑とし、この特別な制度にかかわる犯罪の一覧表の中にいわゆる暴力犯罪（去勢、強姦、強制猥褻、一定の盗罪、加重破壊、恐喝、一定の殴打・傷害、禁止された武器の所持）を加えた。

したがって、義務的保安制度の適用領域は拡大された。

一九八三年六月一〇日の法律は、一九七八年の法律から生じる内容で保安期間に関する規定を基本的には復活させ、有罪判決を受けたものが社会復帰の「例外的な」保証ではなく「真摯な」保証を示すときには、刑罰適用判事の申立てを受けた裁判所が、保安期間の軽減を与えることを認めた。

一九八六年九月九日の法律は、裁量的保安期間に関する規定を変更しなかった。

当然に保安制度の適用を受ける犯罪については(二〇年以上の拘禁刑の言渡しを受けた場合)、この法律は、大量殺害もしくは大規模な破壊および爆発物による破壊をもたらす目的をもった侵害行為に言及することで、これまでの一覧表の補充のみした。

一九八六年九月九日の法律の主要な改正点は、重罪法院に、次に掲げる一定の重罪について無期懲役を言渡す場合に、保安期間を三〇年までとすることを認めたことである。

―拷問または野蛮な行為を伴う故殺または謀殺

―一五歳未満の未成年者、身体的もしくは精神的な理由によって自ら身を守る状態にはない者、七〇歳以上の者、司法官、陪審員または職務執行中ないしは職務執行に際しての警察官もしくは行刑官に対して行われた故殺または謀殺

―重罪の前後またはこれに伴って行われた故殺または謀殺

―死をもたらしたまたは拷問もしくは野蛮な行為を伴う誘拐または監禁

―故殺または謀殺についてすでに有罪判決を受けた者が累犯の状態で行った故殺または謀殺

―大量殺害または大量破壊を目的とした侵害行為

―暴行または暴行の脅迫をもって行う、飛行中の航空機、航海中の船舶またはその他すべての集団輸送手段の奪取であって、これによって一または数人の者が死亡した場合

注意しなければならないのは、三〇年という期間が、明らかに、判決裁判所の評価に委ねられた最長の期間であることである。裁判所は、一五年ないし三〇年の期間の中から選択し、場合によっては一五年を下回ることができる。犯罪裁判所が特別な裁判を行わない場合には、保安期間は、一五年とする(法律上の保安期間)。

一九八六年九月九日の法律は、さらに、刑罰適用判事の申立てを「例外的に」(この点が新しい)受けた重罪公訴部が、保安期間の長さ減じる可能性を維持した。しかし、重罪法院が一定の重罪の一について保安期間を一五年ないし三〇年の中で決めた場合には、重罪公訴部は、有罪判決を受けた者が保安期間の三分の二以上を受けたときでなければ、申立を受けることができない。

最後に、この法律は、無期懲役の言渡しを受けた場合について、有罪判決を受けた者が一年ないし三年の期間、半自由の制度に服すのであれば、仮釈放を与えることができないと規定している。

要するに、現行の保安期間制度は、あまりにも厳しすぎるよ

うに思われる。その主たる欠陥は、——一九七八年からあるものであるが——一定の犯罪について保安期間が自動的に適用されることにある。

このような自動適用性は、まったく、この刑法典改正法案の保持する基本原理のひとつである刑の個別化の原理に反する。

さらに、一九八六年に定められた三〇年の最長期間は、長すぎるのであり、長期の収容を正当化するような特に忌まわしい重罪についてであつても、有罪判決を受けた者の発展可能性を考慮していない。

最後に、元老院が採択した法文は、通常適用される保安期間が、無期刑の場合と懲役三〇年の刑の場合とで同じものとなる(二五年)。一定の場合には三〇年の保安期間を受けない犯罪、保安期間の最長は、無期刑の場合には一八年であるのに、これを減じた三〇年の刑の場合には、二〇年とされることになる(刑期の三分の二)。

本報告者は、保安期間について次の二つの原理に基づいた新しい案文の採択を本委員会に提案し、本委員会はこれに従つた。

— いずれの場合においても、保安期間の言渡しは裁量的なものであること

— 保安期間の最長は、刑期の半分とし、または無期刑の場合には一八年とすること

最後に、保安期間は、執行猶予を伴わない七年以上の自由剝奪刑の言渡しを受けた場合に適用される。現在では、裁量的保安期間を言渡すことができるのは、三年以上の刑を言渡す場合

であることを想起しておこう。このような期間は、保安制度の適用にはまったく短すぎるように思われる。

この修正案が審議された際に、ジャック・トゥボン氏は、このような規定が政府原案に比べれば、進歩であると考え、後に訂正と補充を提案すると述べた。

本委員会は、本報告者の修正案を採択した(修正案第一〇五号)。

エマニユエル・オベール氏は、一九八六年九月九日の法律で政府原案に含まれていた、保安期間の後に行われる半自由の制度を義務づけることが維持されるのかどうか尋ねたが、本報告者は、採択された規定がこの原理を覆すものではなく、現行刑事訴訟法典第七二〇―七二五条の規定を取り入れることにつながりうると述べた。

第二節 刑の人的個別化の態様

一三(第一三―一二条 刑の人的個別化の原則) 本条は、

あらゆる重罪、軽罪または違警罪の刑について人的個別化の原則を掲げ、法律または規則に定める限度において、裁判所がつぎの事柄を考慮して刑を言渡し、その執行制度を定めることを規定する。すなわち、

— 犯罪の事情

— 被告人の人格

— その精神上または神経性精神上の状態

— その資産および負債

— その動機

— 犯罪後のその態度、とりわけ被害者に対する態度

刑の人的個別化の一般原則は、すでに一九七八年の刑法典草案にとられており、「法律に定める限度において、裁判所は、犯罪の事情およびその行為者の人格に応じて、制裁を言渡し、かつ、その執行制度を定める」という簡潔な案文を定めていた。

本法案は、一九八三年草案で提案されたものと詳しい表現を取り入れて、このほかさらに、被告人の資産および負債、ならびにその精神的または神経性精神の状態を考慮することをつけ加えていた。

さらに注意しなければならないのは、刑の人的個別化の原則が、現行刑法典では必ずしも明示的に認められていないことである。とはいえ、現行刑法典第四一条は、軽罪の罰金を定めるにあたって犯罪の事情ならびに被告人の資産および負債を考慮することを掲げ、日数罰金に関して第四三—九条が同様に掲げている。しかしながら、軽減事情の制度は、判例によって広く解釈されているが、この原則の存在を事実上認めており、これによれば、裁判官は、犯罪そのものだけでなく犯罪を行った人をも判断することを意味する。

本法案はさらに多くの可能性を裁判官に与えるものであるが、それは、事件ごとに最も適切な解決を裁判官が適用することを可能にするためである。

裁判官が刑の「執行制度」を定めるといふ規定は、重要である。すなわち、伝統的には、刑法が裁判機能と刑の執行に関す

る機能とを厳密に区別する仕組みをとっていたからである。しかし、刑の個別化の発展によって、犯罪者に向けられた処遇の選択とその実施における重要な役割が判決裁判所に与えられるようになった。こうして、一九七〇年の法律は、六カ月以下の拘禁刑が半自由の制度のもとに行われることを決定することを裁判官に認めた。さらに、一九七五年七月一日の法律は、特に刑の停止と分割を認めた。

本法案は、後に見るように、刑の人的個別化の可能性を発展させるものである。さらに本法案は、現在、大部分、刑事訴訟法典に掲げられている、判決裁判所によって言渡される人的個別化の処分に關する規定を刑法典の中に再統合すると規定している。

本条を検討した際に、ジャック・トゥボン氏は、本法案の規定が十分なものではないことを強調した。というのも、これが、裁判官によつて考慮されるべき要素について、あまりにも長々しく列挙している割には、委曲を尽くしていないからである。

ジャン＝ピエール・ミシエル氏は、ジャック・トゥボン氏の意見に組みして、もっと簡潔な規定が望ましいという考えを示した。このような意見を考慮して、本報告者は、一九七八年の刑法典草案に掲げられていた規定を取り入れた案とする修正案を提案し、本委員会はこの案を採択した修正案第一〇六号。これによれば、裁判所は、犯罪の事情とその行為者の人格を考慮して刑を言渡し、かつ、その執行制度を定めると規定される。

第一款 半自由

一四〇―一四五(第一三二―二三条から第一三二―二四条 半自由の制度) 第一三二―二三条は、半自由の一般的な制度を定め、刑事訴訟法典第七三―一条の規定を大幅に取り入れた。この規定は、一九八五年一月三〇日の法律第一四〇七号に由来するもので、この処分の適用要件をかなり緩和したものである。

この法律は、実際、半自由の制度のもとで行われうる活動について、かなり広い定義を与えた。この半自由によって、有罪判決を受けた者は、社会復帰をめざしあるいは「家族との生活に基本的に参加する」ために、職業活動や職業養成を行うだけではなく、医療を受けたり、さらには学業を続けたり、実習や臨時雇用をすることもできる。これらの規定はすべて本法案に取り入れられた。

本法案はさらに、判決裁判所が当初より(audience)刑の執行を半自由制度で行うことを決定することができる要件を著しく自由化した。つまりこの規定によれば、この判決は、裁判所が現行の六カ月以下の拘禁刑に代えて、一年以下の拘禁刑を言渡すときに、下すことができ、こうして裁判所が言渡す半自由の適用要件を、判決が刑罰適用判事によってなされる場合に適用される要件にそろえた(刑事訴訟法典第一三七条参照)。一九八五年に政府によって上程された本法案が、すでに、このような要件緩和を規定していたが、国会は最終的にはこれを通さな

かったことを銘記しておこう。

―第一三二―二四条は、半自由の制度の適用態様に関する刑事訴訟法典第七二三条に定める規定を明確化して取り入れた。すなわち、有罪判決を受けた者が、半自由の制度において認められる活動のために「必要な時間に応じて、刑罰適用判事が定める態様に従って、行刑施設におもむくことを義務づけられる」と規定している。

現行の第七二三条は、この点について、有罪判決を受けた者が、「半自由において認められた活動に必要な時間を過ごすのに」行刑施設におもむくことを義務づけられるとのみ規定している。これは一九八五年一月三〇日の法律に由来するものである。かつては、有罪判決を受けた者は、原則として、毎晩、行刑施設におもむくことを義務づけられていた。

最後に、第一三二―二四条は、原因のいかんを問わず、施設外における義務が中断される日には、有罪判決を受けた者は施設にとどまらなければならないことを注記している。

本委員会は、本条を修正なしに採択した。

第二款 刑の分割

一六(第一三二―二五条 軽罪における拘禁刑の分割) 第一三二―二五条の文言によれば、裁判所は軽罪事件について、一年以下の拘禁刑を言渡す場合には、三年を超えない期間内においてこれを分割して執行することを決定することができる。ただし、分割されたいかなる部分も一〇日を下ることができな

い。

この点について刑事訴訟法典第七二〇―一条を取り入れて、本法案は、医学的、家庭的、職業的または社会的な重大な理由がある場合には、刑の分割を言渡すことができると規定している。注意したいのは、第七二〇―一条の法文が分割を受けることができる拘禁刑の長期を定めていないことである。つまり、この決定は刑罰適用判事が行うことができ、または刑の執行が三カ月以上中断する場合には、裁判所が行うことができるのみ規定していることである。

さらに注意したいのは、言渡された拘禁刑が二カ月以下の場合でなければ、一九七八年草案は分割を認めていないことであり、一九八三年草案ではこの期間は六カ月とされたことである。

本法案は、さらにこの期間を延長し、一年としたが、これは合理的であるように思われる。すなわち、一年を超える期間について拘禁刑を分割することは想定し難い。というのも、もしこれを認めるならば、刑があまりにも長い期間にわたって執行されることになるからである。

本条について、本委員会は、ジャン・ジャック・イエ氏の提出した修正案を否決した。これは、刑罰適用判事の権限に関する者であったが、本報告者は、このような規定は刑事訴訟法典におく方がよいと明言した。

一一七 (第一三二―二六条 罰金刑、日数罰金刑または運転免許の停止の分割) 本条は、軽罪または違警罪について、裁判所が、医学的、家庭的、職業的または社会的な重大な理由があ

る場合には、罰金、日数罰金または運転免許の停止の刑が三年を超えない期間について分割して執行される旨の決定をすることができると規定している。

一九七五年七月一日の法律に由来する刑法典第四一条が、医学的、家庭的、職業的または社会的な重大な理由があるときに罰金の納付の分割を裁判官が決定できるとしているを想いだそう。

さらに、刑事訴訟法典第七〇八条は、同様の理由がある場合に、自由剝奪ではない軽罪または違警罪の刑の執行を分割することを認め、その刑の執行が三カ月以下の期間、中断すべき場合に於いて、その決定は検察官、または検察官の意見に基づき裁判所によってされる。

第一三二―二六条について、本委員会は、刑罰適用判事の権限に関するジャン・ジャック・イエ氏の提出した修正案を否決した。

第二款の二 保安制度

一一八 (第一三二―二六一条 保安期間) 本委員会は、本章第一節の末尾に、保安期間に関する規定をおくことを決定したが、本条および本表題を削除するよう提案する (修正案第一〇七号)。

第三款 単純執行猶予

一一九 (第一三二―二七条 単純執行猶予の裁判) 執行猶予

は、一八九一年三月二六日の法律すなわち提案した上院議員の名前によって「ペランジュ法」と呼ばれる法律によってフランスでは設けられた。一定の要件を満たすと、裁判官は、一定の期間刑の執行を猶予し、この期間を経過すると犯罪者が新たな犯罪を行わなければ執行の免除が確定することを決定できる。したがって、初犯を刑務所に収容することなく累犯を防止するためのやり方という点がみそである。

一九五九年の刑事訴訟法典は、保護観察付き執行猶予を設け、有罪判決を受けた者に監視および援助の処分を課したが、「単純執行猶予」とされた伝統的な執行猶予も維持され、これは、犯罪者の裁判前歴と言渡される刑の性質に関する要件に従って課されることになった。

第一三二―二七条の文言によれば、刑の言渡しを行う裁判所は、以下の条文に定める場合に、かつ、その要件に従って、その執行を猶予することを決定できる。この規定は、刑事訴訟法典第七三四条に掲げる原則を取り入れたものであるが、現行の規定には、拘禁刑と罰金についてしか定めがない。

第一三二―二七条は、さらに、裁判長が刑の言渡しの後で、重罪または軽罪については五年の期間内に、違警罪の場合は二年の期間内に、新たな犯罪を行って有罪判決を受けることによってもたらせられる結果について、有罪判決を受ける者に注意することを規定する。類似の規定は、現在、刑事訴訟法典第七三七条に掲げられている。

第一三二―二七条について、元老院は、有罪判決を受ける者

が公判廷に在席していなければ、裁判長による注意がなされないことを明確にしたが、これは有意義である。

本委員会は、本条を元老院の案で採択する。

第1 単純執行猶予の付与要件

一二〇(第一三二―二八条 重罪および軽罪における単純執行猶予の許可要件) 一第一三二―二八条第一項によれば、重罪または軽罪について自然人に対し単純執行猶予が与えられることができるのは、この自然人が、行為の前五年以内に、普通法上の重罪または軽罪について、重罪の刑または二カ月を超える懲役または拘禁刑の言渡しを受けていない場合である。元老院は、この規定を採択し、条文編成上の変更を加えた。

注意しなければならないのは、このように規定された原則が、重罪の刑または二カ月を超える拘禁の刑の言渡しを受けた者のみに、単純執行猶予を言渡されないとする刑事訴訟法典第七三四―一条に掲げる原則より若干厳しいということである。

単純執行猶予を認める要件を狭くすることは正当であるように思われる。なぜなら、すでに拘禁刑の言渡しを受けた者の状況に十分対応することが問題となっているわけではないからである。反対に、本法案は、保護観察付き執行猶予が有罪判決を受けた者の裁判前歴に関する要件をいっさい付けないことを確認し、元老院が採択した厳格な規定は、この点について維持することができない(後述参照)。

最後に、注意しなければならないのは、拘禁刑の言渡しを受けたことだけが執行猶予を排除し、拘禁刑以外の刑の言渡しを

以前に受けた場合には執行猶予を言渡すことができることである。

―第一三二―二八条第二項は、法人に対して、行為の前五年以内に、普通法上の重罪または軽罪について四〇万フランを超える罰金の言渡しを受けたのではない場合に、執行猶予を命じることができると規定する。元老院は、この数字を二〇万フランとしたが、これは執行猶予を許可する可能性を制限するものである。

本委員会は、この点について本法案の法文を取り入れる修正案を採択した(修正案第一〇八号)。

本委員会は、反対に、単純執行猶予の許可要件を拡大するジャック・ブランエス氏の修正案を否決した。

―二一(第一三二―二九条 自然人に関して軽罪について単純執行猶予に伴うことができる刑)― 第一三二―二九条第一項によれば、単純執行猶予は、自然人に対し、五年以下の拘禁刑、罰金ならびに権利剝奪刑または権利制限刑(没収を除く)および補充刑(没収、事業所閉鎖および掲示を除く)の言渡しに適用される。執行猶予の適用分野は、このように、付加刑または補充刑についての執行猶予を排除しているが、刑法典第四三―一条ないし第四三―五条の適用によって言渡される代替刑には執行猶予を認めている現行規定に対して、広げられた。反対に、刑事訴訟法典第七三―四―一条の規定は、執行猶予を伴うことができる拘禁刑の上限を定めていない。

元老院は、本条第一項について、先に行った決定の帰結とし

て、日数罰金に言及している。本委員会は、軽罪の罰金に関する言及に戻すよう提案する(修正案第一〇九号)。

―第一三二―二九条第二項は、被告人が行為の前五年以内に懲役または拘禁刑以外の刑の言渡しを受けたときに、拘禁刑についてのみ執行猶予を命じることができると定める。ここで重要なのは、執行猶予を伴う権利剝奪刑を重ねて言渡されることや補充刑として言渡される刑を重ねて言渡されるのを避けることである。

―第一三二―二九条第三項は、裁判所が、五年の限度で期間を定める部分についてのみ、執行猶予を拘禁刑に適用することを決定できるのを確認する。反対に、罰金刑の部分的執行猶予を言渡す可能性は、本法案では維持されなかった。

―二二(第一三二―三〇条 法人に適用する単純執行猶予)― 本条は、法人に対して言渡されることのできる重罪および軽罪についての一定の刑に、単純執行猶予に関する規定を適用できるとするものである。

罰金刑を除いて、単純執行猶予を付けることができるのは、第一三二―三七条に列挙する個別の刑のうちつぎの四つのもの、すなわち、活動の禁止(第二号)、公契約からの排除(第五号)、資金公募の禁止(第六号)および引受人または裏書人に対する振出人による資金の取戻しを認めるものを除く、小切手発行の禁止(第七号)である。

元老院は、第一三二―三七条について採択した新しい案文を考慮して、本条の原案の規定を形式的に変更した(いくつつかの

項を削除した。

本委員会は、第一三一一三七条について原案の規定に戻したので、第一三二一三〇条についても原案の規定に戻す本報告者の修正案を採択した(修正案第一一〇号)。

一二三(第一三二一三一条 違警罪における執行猶予の許可要件) 自然人に関して、第一三二一三一条第一項は、これについて元老院は条文編成上の修正を加えたが、違警罪において、被告人が行為の前五年以内に普通法上の重罪または軽罪について懲役または拘禁刑の言渡しを受けていないときに、単純執行猶予を言渡すことができると規定している。執行猶予の許可要件は、したがって、重罪においても軽罪においても同一である。注意したいのは、以前に違警罪の刑の言渡しを受けたことが単純執行猶予の許可を排除しないことである。

法人に関して、同じく五年以内に一〇万フランを超える額——元老院は本法案に定める罰金の額をすべて半減することを決定したからこれを五万フランに減じた——の罰金の言渡しを受けていない場合に、単純執行猶予を言渡すことができる。本委員会は、本法案に定める額に戻す本報告者の修正案を採択した(修正案第一一一号)。

一二四(第一三二一三二条 単純執行猶予を伴うことのできる違警罪の刑) 本条は、これについて元老院がもっと明快な案文をつくったのであるが、第一項において、次の場合に自然人について執行猶予を適用できると規定する。すなわち、
—没収を除き、第一三二一四一条に列挙する権利剝奪刑または

権利制限刑。第五級違警罪についての罰金に代わる代替刑として言渡される、運転免許の停止、車両の使用禁止〔凍結〕、狩猟免許の取消、小切手発行の禁止も同様である。

—第一三二一六一条第一号、第二号および第三号ならびに第一三二一七一条に定める補充刑。運転免許の停止もしくは取消、武器所持の禁止または狩猟免許の取消ならびに小切手発行の禁止がそれにあたる。

—第五級違警罪について言渡される罰金。現行と同じく、最も重い違警罪について言渡される罰金のみが、執行猶予を付けることができる。実際上の理由によって説明されるとしても、この解決方法には異論がありうると思われる。

法人に関して、第一三二一二二条第二項は、元老院で採択された案文によれば、次の場合に単純執行猶予を適用できる。すなわち、

—没収および判決の揭示を除いて、第一三二一四〇条および第一三二一四一条に定める刑。すなわち、代替刑または補充刑として言渡される小切手発行の禁止がこれである。

—第五級違警罪について言渡される罰金。

本条について、本委員会は本報告者の条文編成上の性格をもつ二つの修正案(修正案第一一二号および第一一三三号)を採択した。

第2 単純執行猶予の効果

一二五(第一三二一三三条 五年経過後における有罪判決の失効) 本条は、現行の規則を確認したうえで、有罪判決のあつ

た日から起算して五年以内に執行猶予を伴わない新たな有罪判決——これがあれば執行猶予の取消となる——をもたらず普通法上の重罪または軽罪を行わなかった場合に、重罪または軽罪についての有罪判決はなかったことにみなされると規定する。

本委員会は、ジャック・ブランエス氏の条文編成上の修正案を否決したのちに、本条を修正なしに採択した。

一二六（第一三二―三四条 単純執行猶予の取消） 第一三二―三四条第一項によれば、新たに拘禁刑または懲役の言渡しを受けた場合はすべて、どのような刑を伴うものであっても、執行猶予は取消される。したがって、拘禁刑の言渡しによって、拘禁刑、罰金、権利剥奪刑、権利制限刑または補充刑について執行猶予が付されていても、以前になされた執行猶予はすべて取消される。

類似的原則は現在でも刑事訴訟法典第七三五条によって罰金刑について定められている。これを一般化することは、単純執行猶予の適用範囲を拡大したことによって説明される。

第一三二―三四条第二項は、自然人または法人に対して新たに拘禁刑または懲役以外の刑を言渡しることによって、拘禁刑または懲役以外の刑に伴って以前に与えられた執行猶予は取消されることを規定する。言い換えれば、拘禁刑以外の制裁を新たに言渡しことは、拘禁刑以外の刑についてすでに与えられていた執行猶予のみを取消するのである。ここで重要なのは、有罪判決を受けた者にとって有利な原則である。なぜなら、拘禁刑に伴う執行猶予は、代替刑または罰金刑の言渡しという事実によ

っては取消されないからである。

本条について、本委員会は、執行猶予の取消について理由を付した特別の決定を要求するジルペール・ミレ氏の修正案を否決した。

一二七（第一三二―三五条 違警罪における有罪判決の失効）

本条は、有罪判決を受けた者が執行猶予を伴わない有罪判決をさらに受け、「すでに言渡されていた執行猶予の」取消をもたらず普通法上の重罪もしくは軽罪または第五級の違警罪を行ったのではない場合に、違警罪について単純執行猶予が付いた有罪判決がなかったものとみなされる期間を二年と定めた。注意したいのは、この二年の期間の設定が新機軸であることである。

本委員会は、本条を修正なしに採択した。

一二八（第一三二―三六条 執行猶予の取消の効果および有罪判決を受ける者について裁判所が取消を免除する可能性） 本条は、大筋において、刑事訴訟法典第七三五条第二項に掲げる規程を取り入れた。

本条は、まず、単純執行猶予の取消の場合に、前刑が、後刑に吸収されることなく執行されると規定する。したがって、二つの刑があいついで執行される。

さらに本条は、理由を付した特別の判決において、言渡す有罪判決が、すでに与えられた執行猶予を取消することがないこと、または裁判所の定める期間について部分的にのみ取消されることを裁判所は述べることができる。したがって、現行と同じく、有罪判決を受けた者について単純執行猶予の取消を面除するに

は、裁判所の明示的な判決が必要となり、免除について裁判官が沈黙している場合には、当然に取消が生じることになる。しかし次の場合に、有罪判決を受けた者が後に、裁判所に対して執行猶予取消の免除を請求する可能性は残されている。すなわち、有罪判決において、免除について明示的に判断されていない場合がこれである。この手続きに関する規定が第一三二―三六条には取り入れられていないが、それは刑事訴訟法典に規定する方が好ましいからである。

最後に、第一三二―三六条は、一九七八年草案および一九八三年草案において刑法典改正委員会が提案したように、裁判所が取消の免除の効果をすでに与えられていた執行猶予の「または数個のみに限定することができると規定している」。

本条について、ジャック・トゥボン氏は、連続して執行猶予がつけられることを避けることを狙いとする修正案を提出した。この懸念は単純執行猶予についてはすでに第一三二―二八条の案文で部分的に考慮されていることを明言する本報告者の意見陳述の後に、本委員会は、この修正案を否決した。

一二九（第一三二―三七条 部分的執行猶予の効果） 刑事訴訟法典第七三五条第二項の規定を取り入れて、本条は、刑の一部についてのみ執行猶予が与えられなかった場合であつて、執行猶予の取消が定められていないときには、有罪判決がそのすべての要素についてなかったものとみなされると規定する。この場合、執行猶予を付けられていない罰金または罰金の一部は、支払義務を免れない。

元老院は、本条について、日教罰金に関する首尾一貫した修正案を採択した。本委員会は、本委員会の先に行った決定を考慮して、本法案の原案に復するよう提案する（修正案第一四号）。

（本学部教授 新倉修）

第四款 保護観察付き執行猶予

第一 保護観察付き執行猶予の許可要件

一三〇（第一三二―三八条 保護観察付き執行猶予の言渡し） 保護観察付き執行猶予は、一九五九年の刑事訴訟法典によってフランス法に導入された。この制度は英米法のプロベーションに着想を得ているが、プロベーションが有罪判決の前に実施されるものであるのに対して、フランスでは、有罪判決を受けた者に保護観察を課す支えとして刑の執行猶予が用いられているという特徴がある。

保護観察は、当然に適用される監督処分および援助処分、ならびに、裁判所または刑罰適用判事によつて定められ、現行法では刑事訴訟法典の規則の部にある一覧表から選択されるところの、有罪判決を受けた者各人に対する特別義務からなる。

第一三二―三八条によれば、拘禁刑を言渡す裁判所は――以下の各条に定める要件に従つて――、有罪を言渡された自然人を保護観察に付して、刑の執行猶予を命じることができる。

刑事訴訟法典第七四七条の規定を取り入れ、本条はさらに、裁判長が、執行猶予を付した拘禁刑を言渡した後に、保護観察

期間中に新たに犯罪を行い有罪判決を受けた場合に生じる結果について、または、その者に課せられた義務の不履行によつてもたらされる結果について、有罪判決を受けた者に対して告知することを規定している。元老院は、この告知は、有罪判決を受けた者が在廷していなければ行えないと規定した。また同様に、有罪判決を受けた者は、満足すべき行状を保持する場合には、有罪判決がなかったものとされる可能性があることを告知されなければならない。

本委員会は、本条を、元老院の法案通り採択した。

一三一(第一三二―一三八―一条 保護観察付き執行猶予の許可要件) 元老院法務委員会の発議により、元老院は、有罪判決を受けた者が、行為の前五年以内に、普通法上の重罪または軽罪について懲役または拘禁刑を二度言渡されている場合、保護観察付き執行猶予の言渡しを認めない、という保護観察付き執行猶予の許可に対する制限的要件を設けている。

ここでは、本報告者の意見によれば、残念ながら、後退している点がある。実際のところ、保護観察付き執行猶予を認めるに際して犯罪者の前科に関する要件を廃止したのは、一九七五年七月一日の法律である。すなわち、それ以前においては、被告人がすでに一年を超える拘禁刑の言渡しを受けていた場合または、それぞれが二カ月を超える拘禁刑を二度言渡されている場合、執行猶予を適用することはできなかったのである。

続いて、一九八一年二月二日のいわゆる「安全と自由法」は、いかなる先の有罪判決も保護観察付き執行猶予の言渡しを妨げ

ないとする原則にひとつの例外をもたらした。すなわち、同法は、暴力犯罪に対して、その者が暴力犯罪で五年以内に一カ月以上の拘禁刑で有罪判決を言渡された場合、保護観察付き執行猶予は認められないと規定した。

しかし、これらの規定は、刑の個別化の原則の重大な妨げになると痛烈に批判され、幸いにも、一九八三年六月一〇日の法律で廃止された。

制限的な許可要件が単純執行猶予については正当化されるのと同様に、裁判所は、有罪判決を受けた者に対する監督処分および援助処分をもたらす制度(「保護観察付き執行猶予のこと―訳者註」)を適用するためには、一切の裁量権を保持していなければならない。

本委員会は、ひとつは本報告者によつて、もうひとつはフロンソワ・アサンシ氏によつて提案された、元老院によつて付け加えられた追加規定を削除するという、同一内容の二つの修正案を採択した(修正案第一一五号)。

一三二(第一三二―一三九条 保護観察付き執行猶予を適用することができ有罪判決) 本条によれば、保護観察付き執行猶予は、普通法上の重罪または軽罪について、五年以下の拘禁刑を言渡す有罪判決に対して適用することができる。言渡される刑の刑期に関するこの要件は、現行刑事訴訟法典第七三八条では要求されてはいない。比較的長い刑期に執行猶予を認めることは適当ではないと考えられるから、この要件は正当であるように思われる。最近国会によつて採択された規定では、保護観

察制度を適用しうる最長の刑期は五年から三年に短縮されている。

さらに、第一三二―三九条は、裁判所が仮執行を言渡さなかった場合、有罪判決が執行可能になった日以降に保護観察を適用できると規定している。

本委員会は、修正することなく、本条を採択した。

一三三(第一三二―四〇条 保護観察の期間および一部執行猶予) 本条の第一項は、法案の最初の案では、裁判所によって定められる保護観察期間を、二年以上五年以下と規定していた。最近国会によって採択された、先述の一九八九年七月六日の法律第十九条に定められた規定を取り入れることによって、元老院は、保護観察の最短期間を(現行の三年にかえて)一八カ月、最長期間を(五年にかえて)三年に短縮した。また、保護観察期間の短縮は、有罪判決を受けた者が課せられる義務を刑罰適用判事および保護観察委員会が一層徹底して監督することができるように、決定されたということを想起しよう。

第一三二―四〇条第二項は、裁判所に対して、裁判所が定める拘禁刑の刑期の一部についてのみ執行猶予を適用することを決定することができる権限を与えるという点を維持している。

本条に関して、本委員会は、保護観察に対する最短期間を削減しようとするフランソワ・アサンシ氏の修正案を否決した。

第2 保護観察の執行制度

一三四(第一三二―四一条 有罪判決を受けた者の義務) 本条は、保護観察期間中、有罪判決を受けた者は、決められた統

制処分およびその者に特に課される特別義務の処分に従わなければならないと規定する。さらに、本条は、有罪判決を受けた者が、再社会化(reclassement social)を奨励するための援助処分を受けることができると規定する。現行規定では、刑事訴訟法典第R五七条が、援助処分は有罪判決を受けた者の社会復帰(reinsertion sociale)を奨励することを目的とすると規定していることを指摘しておく。

さらに、第一三二―四一条二項は、統制処分および特別義務は、有罪判決を受けた者が刑事施設に収容されている間、適用を中止され、同様に、保護観察期間も中断されると規定する。また、保護観察期間中、有罪判決を受けた者が国民役務についている間も中断される。

本条に関して、本委員会は、刑罰適用判事の権限に関してフランソワ・アサンシ氏によって提示された二つの修正案を否決した。

一三五(第一三二―四二条 統制処分) 第一三二―四二条は、統制処分という名称で、刑事訴訟法典第R五六条に規定された監督処分を取り入れている。本法案では、刑法典の本文中に統制処分に関する規定を組み込んだ点に注目しなければならない。有罪判決を受けた者に課される特別義務に関しても、現行法では、刑事訴訟法典の規則の部分に規定されているが、同様に、刑法典の中に規定された。これらの規定は保護観察の内容自体に関するものであるから、この点に関しては、論理一貫した解決が重要である。

有罪判決を受けた者が従わなければならない統制処分は次の通りである。

一 刑罰適用判事または保護観察官の召喚に応じること。この処分は現行法では刑事訴訟法典第 R 五六条一号に規定されている。

二 保護観察官の訪問を受け、有用な情報および資料を保護観察官に伝達すること（刑事訴訟法典第 R 五六条二号参照）。

三 保護観察官に職業の変更をあらかじめ通知すること（刑事訴訟法典第 R 五六条三号参照）。

四 保護観察官に住所の変更および一五日を超える外出をあらかじめ通知すること（刑事訴訟法典第 R 五六条四号参照）。

五 すべての外国旅行につき、ならびに、義務履行の障害になる性質を有する職業または住所の一切の変更につき、刑罰適用判事の事前の許可を得ること（刑事訴訟法典第 R 五六条第五号および第六号参照）。

本委員会は、修正することなく、本条を採択した。

一三六（第一三二―四三条 特別義務） 本条は、判決裁判所が、有罪判決を受けた者に対して、特に課すことができる特別義務の内容を定める。元老院は、刑事訴訟法典の中で刑罰適用判事に重要な役割を与えている諸規定を取り入れることによって、刑罰適用判事が同様にこの義務を課すことができることを明確にした。

本条に掲げられた一覧表は、主として刑事訴訟法典第 R 五八条の規定を取り入れたものであるが、それは制限列举であり、

裁判官は規定された義務以外の義務を課することはできないことを指摘しなければならない。

特別義務とは以下の通りである。

一 職業活動を遂行すること、または学科教育もしくは職業訓練を受けること（刑事訴訟法典第 R 五八条三号参照）。

二 一定の場所に住所を定めること（刑事訴訟法典第 R 五八条第一号参照）。

三 医療検査、治療または看護の処分に服すること、および、場合によっては、病院収容の制度に服すること（刑事訴訟法典第 R 五八条第四号参照）。

四 家計を分担し、または、彼が支払うべき扶養費を定期的に支払っていることを証明すること（刑事訴訟法典第 R 五八条第五号参照）。

五 犯罪によって生じた損害に対して、民事訴訟について裁判がない場合であっても、自己の負担能力に応じて、その全部または一部を賠償すること。第 R 五八条第六号は、単に、被害者または賠償を受ける権利を有する者に「支払うべき」費用のみを対象としている点を指摘しておく。

五一二（新） 有罪判決によって国庫に納めることになった金額に対して、自己の負担能力に応じた支払を行っていることを証明すること。この規定は、刑事訴訟法典第 R 五八条七号にみられる。本委員会は、法案に同規定を取り入れようとするジャン・ジャック・イエ氏の修正案を採択した（修正案第一一六号）。六 一定の車両を運転しないこと（刑事訴訟法典第 R 五八条第

八号参照)。

七 犯罪を行うに当たり従事していた職業活動または犯罪が行われた際に従事していた職業活動に従事しないこと。これは新規定である。

八 特に指定された一切の場所への出入りを行わないこと(刑事訴訟法典第R五八条第二号参照)。

九 賭事、特に競馬施設における賭事に関与しないこと(刑事訴訟法典第R五八条第九号参照)

九一二(新) 酒類販売店に足繁く通わないこと、および、アルコール飲料の飲み過ぎをやめること。ジャン・ジャック・イエ氏の提案により、本委員会は、刑事訴訟法典第R五八条第一〇号の規定を取り入れた修正案を採択した(修正案第一一七号)。

一〇 特に犯罪の正犯、教唆犯または共犯など、有罪判決を受けた一定の者と頻繁に交際しないこと(刑事訴訟法典第R五八条第一一号参照)。

一一 特に犯罪の被害者など一定の者と付き合わないこと(刑事訴訟法典第R五八条第一二号参照)。

一二 武器を所持または携帯しないこと(刑事訴訟法典第R五八条第一三号参照)。

一三六(第一三二―四四四条 有罪判決を受けた者の再社会化のための援助処分) 刑事訴訟法典第R五七条の規定を取り入れることにより、本条は、援助処分が、再社会化を目指した有罪判決を受けた者の努力を支援することを目的とすると規定す

る。本条はさらに、援助処分が、保護観察機関によって、必要があれば、一切の公的または私的な組織の参加を得て、運用されることを明らかにしている。

本委員会は、修正することなく、本条を採択した。

第3 新たな犯罪の場合における保護観察付き執行猶予の取消

一三七(第一三二―四五条 執行猶予を取消することのできる機関) 本条は、次の場合に、保護観察付き執行猶予を取消することができると規定する。

一第一三二―四六条に規定された要件がある場合、判決裁判所によって。

一有罪判決を受けた者が、この者に課せられた統制処分および特別の義務に従わない場合、刑事訴訟法典に規定する態様に従い、刑罰の適用を委ねられた裁判所によって。この規定は新しい規定である。すなわち、刑事訴訟法典第七四―一二条は、義務の不遵守の場合に、刑罰適用判事に対してのみ有罪判決を受けた者を仮に収監する権限を与えていたが、軽罪裁判所も、取るべき措置について裁定するために、上述の場合にただちに受理する権限を与えられたのである。

本委員会は、修正することなく、本条を採択した。

一三八(第一三二―四六条 保護観察期間中に普通法上の重罪および軽罪を行った場合における執行猶予の取消) 本条によれば、判決裁判所は、刑罰適用判事の意見を聞いた後、有罪判決を受けた者が、保護観察期間中に新たな普通法上の重罪また

は輕罪を行い、執行猶予を伴わない自由剝奪刑を言渡された場合、先に認められた執行猶予の全部または一部を取消することができる。

現行規定(刑事訴訟法典第七四―三条)は、執行猶予を伴う自由剝奪刑の言渡しの場合にも執行猶予の取消を認めている点を指摘しておく。すなわち、法案は、執行猶予の取消の場合を制限しているのである。その上、保護觀察の期間を三年に制限していることも、同様に、有罪宣告を受けた者に有利である。また、保護觀察付き執行猶予の取消は、単に裁判所に与えられた権限であつて、一切義務的な性格を有するものではないことを指摘しなければならない。

本条について、本委員会は、取消に対して特別な理由を付した決定を要求しようとしたフランソワ・アサンシ氏の修正案を否決した。

一三九(第一三二―四七条 執行猶予の一部取消) 本条は、執行猶予の一部取消を一回に限り命じることができると規定し、また、一部取消の決定は保護觀察の執行を終了させるものではなく、その言渡しに対して、執行猶予を伴わない有罪判決の効果を付与するものではないと規定する。同様の規定はすでに刑事訴訟法典第七四―二条にあり、同条は、それに加えて、刑の一部執行は二カ月を超えられないと規定している。裁判所に対してより大きな裁量権を与えるこの規定は法案には盛り込まれなかった。

本委員会は、修正することなく、本条を採択した。

一四〇(第一三二―四八条 有罪判決の執行) 刑事訴訟法典第七四―三条に定められた原則を取り入れ、本条は、裁判所が拘禁刑の全部の執行を命じる場合において、保護觀察付き執行猶予が同じ恩典下にすでに言渡されていた最初の有罪判決の後に与えられたものであつた場合であつて、裁判所が、特別な理由を付した決定によつて、有罪判決を受けた者にその執行の全部または一部を免除するのではないときは、最初の刑が先に執行されると規定する。

元老院は、本条に文言の修正を加えて採択した。

本委員会は、元老院の文言の通り第一三二―四八条を採択した。

一四一(第一三二―四九条 執行猶予の取消に伴う施設収容) 本条は、刑事訴訟法典第七四―二条に規定された原則を維持している。すなわち、裁判所が執行猶予の全部または一部の取消を命じる場合、裁判所は、仮執行力を有する理由を付した特別の決定によつて、有罪判決を受けた者を刑事施設に収容させることができる。

本委員会は、修正することなく、本条を採択した。

第4 保護觀察付き執行猶予の効果

一四二(第一三二―五〇条 保護觀察が成功した場合の有罪判決に対する効果) 本条は、第一項において、保護觀察付き執行猶予を伴う有罪判決は、有罪判決を受けた者が拘禁刑の全部の執行を命じる判決の対象とならなかつたときには、なかつたものとみなされると規定する。

本案の第二項は、部分的な執行猶予の場合、執行猶予の取消しが言渡されなかったときには、有罪判決はそのすべての要素においてなかったものとみなされると規定する。

すなわち、本案は、刑事訴訟法典第七四五条によって定められている原則を確認したのである。

元老院は、軽罪裁判所に対して、保護観察期間終了前であっても、有罪を宣告された者がその者に課せられた監督処分および特別義務を充足したならば、有罪判決をなかったものとすることを認める刑事訴訟法典第七四三条の規定を取り入れ、第一三二―五〇条に新たな文言を付加した。

これらの規定について、内容に関して異論はないが、刑事訴訟法典におく方がよいものだから、本委員会は、本条に本法案原案を取り入れた本報告者の修正案を採択した(修正案第一一八号)。

一四三(第一三二―五〇―一条 有罪判決の失効) 元老院によって採択された追加規定である本条は、完全に、刑事訴訟法典第七四五条の諸規定を取り入れたものである。すなわち、本条は、本委員会によって採択された第一三二―五〇条と重複してしまう。

それゆえ、本委員会は、本条を削除する本報告者の修正案を採択した(修正案第一一九号)。

一四四(第一三二―五〇―二条 連続的な保護観察付き執行猶予) 元老院によって採択された追加規定である本条は、保護観察付き執行猶予が、同じ恩典下にすでに言渡された最初の有

罪判決の後に保護観察付き執行猶予が与えられた場合におけるその効果に関する刑事訴訟法典第七四五―一条の規定を取り入れたものである。この場合、二番目の有罪判決が、法律に定める要件および期間に従って、なかったものと宣告されまたはみなされる場合、最初の有罪判決もなかったものとみなされる。

類似の規定が第一三二―五―一条に規定されているので、本委員会は、第一三二―五〇―二条を削除するという本報告者の修正案を採択した(修正案第一二〇号)。

一四五(第一三二―五―一条 先行する有罪判決に対する保護観察付き執行猶予を伴う有罪判決の効果) すでに示したように、本条は、保護観察付き執行猶予を伴う有罪判決を一度受けた後に同じ恩典下に有罪判決があった場合において、最初の有罪判決の失効の要件について定める刑事訴訟法典第七四五―一条に規定されている原則を取り入れたものである。

本条に関して、本委員会は、本報告者による一貫性を保つための修正案を採択した(修正案第一二一号)。

(白鷗大学法学部専任講師 高内寿夫)